

会議録

会議の名称	令和7年度第4回川越市環境審議会
開催日時	令和7年10月22日(水) 14時00分 開会・16時05分 閉会
開催場所	川越市美術館 2階アートホール
議長(会長) 氏名	議長:小瀬 博之
出席者(委員) 氏名(人数)	<p>【1号委員】 ・小島 洋一 ・倉嶋 真史 ・須藤 直樹 ・鈴木 謙一郎 ・牛窪 喜史 ・池浜 あけみ ・高橋 剛 ・小瀬 博之</p> <p>【2号委員】 ・森山 浩光 ・石井 優子</p> <p>【3号委員】 ・宮崎 千鶴 ・鈴木 崇弘 ・増田 知久</p> <p>【4号委員】 ・堀口 浩二</p> <p>(14名)</p>
欠席者(委員) 氏名(人数)	<p>【1号委員】 ・矢澤 則彦 ・吉村 千鶴子</p> <p>【3号委員】 ・白田 正至 ・齊藤 正身 ・坂口 孝 ・宮岡 寛</p> <p>(6名)</p>
事務局職員 氏名(職名)	<p>環境部長:渡邊 靖雄 環境部副部長:山崎 茂(環境政策課長) 環境部参事:山原 弥(環境対策課長) 課長:林 一成(産業廃棄物指導課)、林 淳二(資源循環推進課)、 大塚 信彦(収集管理課)、尾崎 裕久(環境施設課)、 佐枝 俊之(公園整備課) 環境政策課:原 季実子(副課長)、島村 浩寛(副課長)、阿曾 崇史(主幹)、 内田 星斗(主査)、古賀 愛望(主任)、米満 敦志(主事補) 公園整備課:山岸 弘明(副主幹)</p>
傍聴人(人数)	2人
会議次第	<p>1 開会 2 議題等 (1)議題 ・(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について 3 その他 4 閉会</p>
配布資料	<p>①次第 ②第16期川越市環境審議会委員名簿 ③【資料1】第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画 素案(令和7年10月時点) ④【資料2】令和7年度第4回川越市環境審議会事前質問等回答一覧 ⑤【資料3】緑の目標1と指標の数値の変更について ⑥「第10章 推進体制と進行管理」(差替資料) ※ペーパーレス希望委員については、電子データにて配布</p>

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>定刻となりましたので、令和7年度第4回川越市環境審議会を開会させていただきます。</p> <p>皆様には、大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私は本日、司会を担当いたします環境政策課副課長の島村でございます。よろしくお願ひいたします。本日、傍聴の希望者が2名いらっしゃいます。本会議は原則公開となっておりますが、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なし】
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、傍聴を許可させていただきます。</p> <p>【傍聴者、入室】</p>
事務局	<p>本日は20名の委員のうち、14名の委員の皆様に御出席をいただいております。川越市環境審議会規則第3条第2項に基づき、出席者が過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをここに御報告申し上げます。また、本日は環境部所属長のほか、都市計画部公園整備課の佐枝課長、山岸副主幹が出席しておりますので、併せて御報告申し上げます。</p> <p>それでは、はじめに、会長より一言御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	【会長あいさつ】
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前にメール又は郵便で送付させていただいたものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> 1点目に会議次第 2点目に第16期川越市環境審議会委員名簿 3点目に【資料1】第四次川越市環境基本計画・第二次川越市緑の基本計画素案(令和7年10月時点) 4点目に【資料2】令和7年度第4回川越市環境審議会事前質問等回答一覧 5点目に【資料3】緑の目標1と指標の数値の変更について 6点目に「第10章 推進体制と進行管理」(差替資料) <p>以上6点でございます。</p> <p>不足はございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>川越市環境審議会規則第2条第2項の規定に基づき、会長に議長になってい</p>

	ただき、議事を進めていただきたいと存じます。会長よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、只今から議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。まず、議題の「(仮称)第四次川越市環境基本計画及び第二次川越市緑の基本計画の策定について」ですが、ページ数が多いので、前回同様、いくつかに区切りながら進めていきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
議長	それでは、事務局から説明をお願ひいたします。
事務局	それでは、本日の審議事項について御説明いたします。なお、今回の審議事項について委員より事前にいただきました御質問につきましては、時間の都合上、本日お配りした資料2をもって回答とさせていただきます。予め御了承ください。
事務局	【資料に基づき説明(資料1 166ページ～170ページまで)】
事務局	なお、ここまで範囲に関する事前質問及びその回答については、資料2のとおりとなります。
議長	ここまで事務局の説明及び資料2の事前質問への回答について、委員の皆様、何か御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	「PDCAサイクルの計画(プラン)」について、川越市の環境関連計画として地球温暖化対策実行計画がありますが、環境関連計画にも関わらずここに記載がないことが気になりました。環境基本計画の中には地球温暖化対策の記載はありますが、別立てとして地球温暖化対策実行計画もあるので、本来はこの欄の部分に記載しても良いと思います。また、環境基本計画の進行状況等もありますので、地球温暖化対策実行計画も環境基本計画の中に組み込めるように検討を進めていただきたいと思います。
事務局	環境は非常に広い分野をカバーするものであります。今回の環境基本計画の改定にあたり、温暖化の関係はもちろんですが、ごみ関係も数年ごとに見直しを行っております。このような計画も網羅的に記載することになりますので、個別に策定する計画については記載しておりません。また、地球温暖化対策実行計画も環境基本計画の中に組み込むことにつきましては、検討させていただきたいと思います。
委員	PDCAについて『実施』については一年ごと、『計画』については必要に応じ

	て」と記載がありますが、「必要に応じて」というのは、どのような要件を想定されているのかを伺いたいです。
事務局	「必要に応じて」につきましては、国や県などの方向性が大幅に変更となった際に行いたいと考えております。
事務局	地球温暖化対策計画など様々な環境分野において、2030年を目標年とするものがございます。そのため、2030年前後に国に何か動きがあった際、市町村の対応として作り直す必要があるかと思いますので、「必要に応じて」という記載にしております。
委員	推進体制のところに「かわごえ環境ネット等」と記載がありますが、「等」というのは他に何があるのでしょうか。
事務局	「等」につきましては、民間団体などを一部想定しておりましたが、市民・民間団体・事業者のすべてにかかるのが「かわごえ環境ネット」のみとなりますので、差替え資料のとおり「等」を削除いたしました。
議長	続きにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【資料に基づき説明(資料1 171ページ～216ページまで)】
事務局	なお、ここまで範囲に関する事前質問はございませんでした。
議長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様、何か御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	地区別計画におけるいくつかの地区的取組方針に「工場緑化」の記載があり、川越市でも企業誘致の方向性が示されていますが、その場合に工場緑化の具体的な数値基準が示されているのか、条件として緑化を推進するようなことは必要であると考えていますが、そこについて伺いたいと思います。
事務局	工場の建設について、工場の業種にもよりますが、緑化に関して定められているのは埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」や川越市都市計画地区計画による緑化の基準、「工場立地法」に基づく緑化の基準などにより、緑化率が20%と定められていたかと記憶しています。
委員	国や県の基準に沿うということで、特に川越市としてはそれ以上の基準は設けないということでおろしいでしようか。

事務局	今挙げた中で、川越市都市計画地区計画の制度は川越市独自であり、鴨田地区や増形地区の地区計画では市独自の基準を定めております。
委員	都市公園の整備について、南古谷地区、高階地区、福原地区、山田地区等は、他地区の都市公園整備水準と比べて低くなっています、「都市公園の整備について検討する必要がある」と記載がありますが、都市公園を新たに作るのは大変であると思います。先ほど述べた地区的地図を見ると、市街化区域ではない調整区域の農地周辺は住宅地として増えているのではないかと思いますが、調整区域内の開発コントロールができていないところで開発圧力に負けてしまい、そのようなところは人口が増えているのに対し、都市計画が上手くいっていないことにより、都市公園の整備ができていないと認識しております。今後、そのような形で調整区域内の人口が増えた地域において「検討する」と記載がありますが、大規模な都市公園が作れない状況でどのように整備していくのかを伺いたいです。
事務局	都市公園は住居に近いところに作るのが基本かと思いますが、その中で開発が進み、都市公園が作れないという状況は課題であると認識しております。今後は、川越市は1人当たりの都市公園の面積は少ないこともありますので、必要な場所に必要な都市公園を整備していくことで検討していきたいと思います。また、開発については、以前よりも規制がかかっていると認識しております。
委員	環境保全をしている団体としては、開発圧力が少しでも下がることは歓迎すべきことではありますので、是非その方向でお願いいたします。市街地も大切ではありますので、バランスを取りながら良好な都市環境を構築していく方針を維持してほしいと思います。
委員	南古谷地区の「水辺環境の保全」において、「水路等において、水の流れを阻害しないよう適切な維持管理に努めます」と記載があり、南古谷地区は伊佐沼から流れる水路がありますが、どのような機関が管理しているのでしょうか。
事務局	水路の管理につきましては、水路の大きさによって変わります。南古谷地区は、組合か市の河川課が管理しているかと認識しております。
委員	水路の管理をしている姿を見たことがなく、市民で草刈りをしていますが、河川課が定期的に見回りや清掃などをしているのでしょうか。
事務局	大きな水路は年間2回程度の草刈りをしていますが、小さな水路については河川課が委託等で全部管理することは難しく、農地周辺の水路について農業者などが個人で草刈りをしてくださっているところもありますので、そのようなところに頼っているのかと思います。住宅街の中の水路については、「ごみゼロ運動」などを通じて清掃してもらうなど、やはり市だけでは対応しきれない部分があるので、住

	民の方にも御協力をいただいているのかと思います。
委員	雨が降った際に詰まって、溢れそうになることがあります、水門の管理は農業の方がしているのでしょうか。
事務局	具体的な場所を確認のうえ、改めて回答させていただければと思います。
委員	<p>南古谷駅から伊佐沼に向かっていくと水田の中に水路があります。小さな水門もあり、水を張る5月頃は水がありますが、現在は水がない状況です。南古谷駅のそばに幼稚園があり、その前にはコンクリートでできた水路のようなものがありますが、そこは市民が入れないようにしていますので、ごみが溜まっている時があります。大きな河川を守ることも重要ですが、そのような小さな水路についても生活環境として目配りをしていただきたいと思います。</p> <p>また、素案205ページや207ページなどにおいて、「1」という数字が他の数字に比べて文字の大きさが異なるように感じますので、修正をお願いいたします。なお、素案199ページにおいて、「審議会の様子」と記載されていますが、いつ頃の審議会の写真を使用し、各委員の顔が分かる写真を使用するのでしょうか。</p>
議長	素案205ページ「環境目標(案)」につきましても、数字の「1」が他の数字と異なる表記になっているかと思いますので、そこも含めて確認をお願いいたします。
事務局	<p>文章や文字の体裁につきましては、全体的に統一できるよう調整いたします。</p> <p>また、素案202ページ「かわごえ環境ネットの提言等」において、施策体系を図で表した資料をいただいておりましたので、そちらを記載いたします。</p> <p>また、審議会の様子が分かる写真の掲載につきましては、今後検討し、撮影する場合は事前に各委員の承諾を得たうえで行いたいと思います。</p>
委員	都市公園の数・面積については、1つの基本データとして取り扱われているかと思いますが、基本計画以外の川越市の計画で目標値になっている、又はこの数値を基に計画を作成が立てられている、というような使われ方をしているのでしょうか。
事務局	地区別計画には現状の数値が記載されておりますが、地区ごとにどのくらい増やしていくかなどの個別の目標は現在のところありません。
委員	環境に関するところが、他の計画に対しては守りにならざるを得ない特性があるのかと思いますが、予算がかかるようなことについてもこの計画の中から他の計画に影響を与えるのが難しい印象です。その中で、目標としている数値が他の計画の中でも守られるべき数値として認識していただくことが、この審議会の中で打って出る、攻めの材料としては使えるかと思います。この審議会の中で「このような目

	標・方針にします」としても、他の計画に影響がないのであれば今後も報告のみが挙がってくる結果になるので、このような計画が他の計画に転用できるのであれば、環境部門として目標値を積極的に示していただきたいと思います。
委員	福原地区は「(仮称)川越市森林公園の整備」「くぬぎ山地区の保全」と記載されていますが、「ふるさとの緑の景観地」の記載がないことを不思議に感じております。計画の他の箇所にも「ふるさとの緑の景観地」に関する記載が多くあるので、明記していただきたいと思います。また、現存する「市民の森」は5箇所かと思いますが、地図内に各「市民の森」の場所などを明記していただくことで、各地区でどこが法令等により保全の方針が立っていると分かるので、「ふるさとの緑の景観地」と「市民の森」については、地図上で示していただきたいと思います。また、掲載されている地図は地区ごとの将来像の地図になっているかと思いますが、環境目標は地区ごとの特性に応じて変化するかと思います。例えば、本庁地区は「市街地であるため、人工的な緑地を増やしていく」や、福原地区は「既存の樹林地が多いので、どのように増やしていくか」など、目標を地区ごとの特性に応じて設定していただくことで、より効果的な計画になるかと思いますので、間に合うなら今回から、無理であれば次回の計画策定時に検討していただきたいと思います。
事務局	確かに地区ごとに目標値等を分けて計画を作るのは必要かもしれません、川越市全体を踏まえて緑をどうするかを考えておりますので、検討はさせていただきますが、計画の中に入れることは難しいかと思います。
委員	都市公園だけを明記しているだけでは、全体を良くする方向にはならないと思いますので、次回の計画の策定ではそのような形に変更できるように、今から準備をお願いいたします。
事務局	地区別計画の基本データについては、都市公園を中心に記載させていただいているが、現状では川越市全体で緑地を測っており、地区別に緑や緑地の量を区別するのは大変難しい作業になるものと思います。委員のおっしゃる通り、地区別で目標設定ができるることは良いかと思いますが、地区によって特性が異なり、守るべきは寺社や庭先にある緑であるようなことも計画の中に記載させていただいておりますので、現時点においては、地区別に緑の計画を分けて作成していくことは難しいかと思います。
委員	「緑の現状と課題」に「都市公園等の整備に関すること」の記載において、これに関する説明のために「緑に関する基本データ」があると考えると、「緑に関する基本データ」を「緑の現状と課題」の後に記載するなど、総論説明の参考資料として考え、その上で取組の方針を記載すると論理的に展開が繋がるかと思いますので、検討してください。

事務局	記載順につきましては、今後検討していきたいと思います。
委員	地区別計画の「地区の将来像」は現行計画と比較して変化がないように感じますが、表記等に変更した箇所はあるのでしょうか。
事務局	「望ましい緑の将来像」の図面を基に各地区に落とし込んでおり、「望ましい緑の将来像」に大きな変化がないため、「地区の将来像」の図面についても大きな変化はございませんが、見やすさの観点から、図面が記号のみでは何を指しているかが読み取りにくいため、図面に施設の名称を入れることや、余白部分を活用してその地区を代表するような写真を掲載していきたいと考えております。
委員	現行計画は、「地区の将来像」の図面の下に表が記載されていますが、今回の策定でも記載するのでしょうか。
事務局	表を地図に統合するような形でのレイアウトを考えており、余白に写真の掲載も考えております。
委員	地区別に計画が示されている中で、取組方針に「緑あふれる道づくり」の記載があり、市道だけではなく、県道や国道を含めて記載されているかと思いますが、川越市では道路に即した緑というのは難しい状況かと思います。例えば、川越駅から本川越駅に向かうアカシア通りの道路拡幅整備の際に「アカシアを残す方が良いのではないか」と、名称にふさわしい通りにしてはどうでしょうか」と提案しましたが、管理上又は歩道の確保などの整備の都合上、実現しなかったことがありました。また、北環状線などもきれいに整備されていますが、街路樹を植えるのは難しいだろうなと思います。また、既存の街路樹も伐採や切り詰められるなど受難な時代であり、このような道路緑化が難しいと思われる状況の中で、道路緑化についてどのようなイメージをされているのかを伺いたいです。
事務局	緑の基本計画は、緑の将来像を描くものとして実現性が低いものについても積極的に記載していくかなければならない側面もありますが、委員の御指摘のとおり、道路部局では街路樹の落ち葉問題や老朽化等を理由に道路沿いの緑を整備していくのは難しいことも認識しているところではございます。しかしながら、街路樹は生き物の移動経路になることなどの側面から重要であると認識しており、まずは今あるものを残し、今後整備される都市計画道路や街路樹が植えられる幅員が確保できる道路の整備があった際には、道路部局に街路樹の整備を働きかけていきたいと考えております。
事務局	新たな道路に街路樹を植えていくことは難しい時代になってきております。最近では、ムクドリが飛来するなど新たな要因により、街路樹を植えることができない

	ところがございます。そのような状況ではございますが、道路を作ったときの残地に低木などを植え、地元で花壇を管理していただける場所があれば花壇を整理して緑を増やしていくなど、街路樹のように線で整備するのではなく点で緑を補っていくことなど、道路部局と相談していきたいと思います。
委員	<p>是非、この緑の計画を基に道路部局に働きかけていただきたいと思います。</p> <p>次に、地区別計画の位置づけと内容について、後退していると感じる箇所がございます。現行計画では章立ての中に記載されていますが、今回は推進体制の後に資料として記載されているので、今回の地区別計画が資料として扱われていることについてどうかと思っております。内容についても、例えば「緑の現状と課題」について、現行計画では「～の推進」などの前向きな記載がされていますが、今回の計画では「緑の特性に関すること」といったように客観的な状況として記載されており、計画をどのように進めていくのかという姿勢が見えにくく、残念であると感じました。取組方針については、最初に田園や農地等が記載されており、今回の計画では、田園や農地に緑化を頼らざるを得ない状況が惜しいと感じました。地区別計画を資料編ではなく、章立てに戻すことはできないのでしょうか。また、『計画』とするのであれば推進体制をどうするのか考えなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>当初は計画を分かりやすくするため、印刷する際にページ数を削減できないかというところから本編を資料編に移したという経緯がございます。しかし、計画は電子版として公表する方向となりましたので、地区別計画を本編に戻すことも検討しております。また、田園や農地の保全について、地区別計画は環境基本計画や緑の基本計画の施策を各地区の特性に基づいて推進していくという考え方でありますので、芳野地区や南古谷地区などの農地が多い地区につきましては、「農地の保全は重要である」という旨の記載となっております。また、地区別計画の進行管理について、現行計画においても地区別計画の進行管理は個別に行っておらず、現行計画の指標や目標値などにより進行管理を行っております。</p>
委員	<p>資料の中に組み込まれている中でも「地区別計画を推進します」と記載がありますので、目標や進行管理推進体制をどのようにしていくのか課題もありますが、地区別計画を本編に戻すことも大事であると思っております。</p>
委員	<p>かわごえ環境ネットからの提言「脱炭素宣言の責任ある実行計画および実行体制」について、とても重要なことを述べられていると感じます。また、「市民と行政の真剣さが今こそが問われる、まさに中心課題です。」と記載がありますが、市民は市の人があげてくれているものと思ってしまう傾向があると思うので、市民と一緒に行政が頑張るなど、市民を巻き込むような文言を一言でも入らないかと思いました。</p>

事務局	この記載につきましては、かわごえ環境ネットからいただいた提言であり、内容については計画にも反映させてお示しをさせていただいております。なお、こちらの文言につきましては、かわごえ環境ネットから提出された文書を掲載させていただいておりますので、文言等の変更はできないところでございます。
議長	計画の推進体制にも記載があります「川越市環境行動計画の策定にも携わります」と記載されているように、かわごえ環境ネットとして市とどのように環境行動計画に策定していくかを検討していかなければなりませんが、環境基本計画は市の施策になりますので、全体の行動としてどのようにしていくかについては、別途検討していく必要があるかと思います。
委員	地区別計画の将来像について、もう少しワクワクするような、市民に興味を持つてもらえる将来像の記載をお願いしたいと思います。環境基本計画を進めていくと、「各地区の緑がどのように増えていくのか、どのような農地が守られていくのか、グリーンインフラがどのような場所にできるのか」など将来像の中に記載することで視覚的に伝わるかと思います。そのため、環境の分野では「川越市の将来像はこのようになっていきます」と市民に視覚的に興味を持ってもらうような表現にしていただきたいと思います。例えば、重点プロジェクト1や2に記載されているプロジェクトはどのエリアのどの場所で行われるのか、などを表現していただくことにより、その地区の変化などが視覚的に分かりやすくなり、希望を持てるかと思いますので、そのような形で記載していただきたいと思います。
事務局	グリーンインフラについては、例えば農地や樹林地などがグリーンインフラの役割を果たすとされており、そのような場所の名称などを地図で表現していますが、市民に興味を持っていただけるように改善していきたいと思います。
委員	環境基本計画に係る会議に長い間関わってきましたが、川越市の環境基本計画はかなり練られており、学問的でレベルの高いものに仕上がっていると感じております。一方で、主体として参加する市、民間団体、事業者などがいますが、一番動かなければならないのが市民であるということの中でイラストなども良いものを選んでいますが、資料が硬すぎるかと感じました。例えば、各地区で代表するような写真を掲載すると、中学生なども見てくれることもあるかと思います。先ほど地区別計画に地域の写真を掲載することでしたが、そのように工夫してもらえたるに良い資料になるかと思います。
事務局	計画を作成するにあたり、読んだ方にとって分かりやすい計画にするのが一番であると考えております。また、冊子をもっと薄くしたいと考えていましたが、様々なことを計画に入れていくうちに現行計画のように冊子が厚くなったり背景があります。冊子が厚くなるということは、市民の手に取ってもらいにくくなりますので、写真やイラストなどを入れることで市民に読んでもらえるように努力していきたいと思

	います。
議長	どの計画についても、市民の目に触れる事はなく、市も周知が十分に行えていないため、伝えることはとても重要であると思います。
委員	この計画の主体として「滞在者」という川越らしい文言が記載されていますが、計画の中では「滞在者」の役割が感じられないで、海外からの滞在者に向けたメッセージを記載することで、より川越市らしい計画になるのではないか、と感じました。
委員	この計画は、市民が読むには量が多いと思いますが、市民が計画を手に取ることはあるのでしょうか。あるいは、データ上での公開となるのでしょうか。
事務局	当初は冊子を印刷したいと考えておりましたが、諸事情により難しい状況にあります、せめて必要部数については印刷をしたいと考えております。また、概要版を作成しないと、本計画がどのようなものであるか伝わりにくいため、作成していきたいと思います。
委員	概要版は公民館などで配るのでしょうか。
事務局	その点につきましては、費用面がどのようになるかなどの問題もありますのですが回答はできかねますが、市民の目に触れるができるような形にしたいと思っております。
委員	以前、環境政策課がホームページに掲載している内容は、1%の市民の目にしか触れていないとのことでしたが、これだけ良いものを作成しているので、本計画を5~6ページ程にまとめた冊子を作成することで、より市民の目に触れることがあるかと思います。
委員	計画を印刷することが大変ということであれば、SNSのショート動画などにURLを張り付け、そこから市のホームページ等に飛ぶように間口を広げ、A4版の資料にして小中学生などに配布するなど、周知の幅を広げることで市民の目に触れるのではないかと考えました。
委員	審議会の中で「市民が大事」「わくわくする」という意見があり、とても重要なことであると感じました。環境審議会に出席する立場として、川越市が何をしたいのかなどを市民に伝えることが重要であると考えております。この審議会の内容をそのまま市民に伝えて興味をもってもらえないと思いますが、例えば、緑化についても、以前「緑のカーテン」としてゴーヤの種を主婦の方に配布しましたが、「ゴーヤを育てる」だと面倒を考えてしまいますが、「食べるとおいしい」と伝えるとゴーヤを

	育てるということにワクワク感が出て、行動変容が起きます。本計画には用語解説が記載されており、とても良いと思いますが、更にその後ろに「市民にしてほしいこと」を簡単にまとめたり、索引を設けたりすることで、多くの方に読んでもらえると思います。全体的にこの資料は必要であると思いますが、削減しすぎると分かりにくくなるため、最後の方にもっと簡単に分かりやすいかたちで市民に何をしてほしいかを入れることで、とつつきやすくなるのではないかと思います。
委員	<p>この計画を作成した後に、地区別に市民や学校の教職員を対象に出前講座のように説明をする機会はあるのでしょうか。その際、例えばかわごえ環境ネットなどの環境に詳しい方に市が委託するシステムになっているのでしょうか。このような講座を開催する場合、計画を完璧に説明できなくても良いと思っており、開催を通じて情報や地域を知ってもらうことで、数年後に市民を巻き込んだ行動へと変化していくと思います。また、概要版の話もありましたが、例えば漫画のような形でも良いのかなども思いました。</p> <p>どのようにして環境について市民に広げていくかという意見や提案がありましたら、市としてその声に乗つかっていただきたいと思います。</p>
事務局	行政の計画は市民に伝わりきらないところがあり、作成した計画を認知していただきたいと思いますが、出前講座につきましては、現状は学校から依頼があつた際に行っており、継続的に続けていくことが難しいところではございます。学校の総合学習の時間を活用して、川越の自然や環境部がどのような業務をしているのかをお知らせする機会はございます。また、SNSにつきましては、市で行っている事業の募集などに活用しており、環境月間の際に広報紙に掲載するなどをその都度行っておりますが、これらを継続して行えるように整理していきたいと思います。
議長	地区の将来像に凡例を加えると記載がございますが、地区別で記載があるところがない所があります。例えば、大東地区の地区の将来像の図面に池辺公園の場所が青く塗られていますが、文字では記載がされていないため、そのようなところを見直していただければと思います。また、素案206ページ「資料3 市民参加」の「2 パブリックコメント」の年月日に記載誤りがございますので、修正をお願いいたします。
議長	素案につきまして、ひと通りの説明が終わりましたが、前回の会議で内容の精査を要するとしていた緑の基本計画の目標値について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【資料1、3に基づき説明】
議長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様、何か御質問・御意見はござ

	いますでしょうか。
議長	資料3に記載されている指標「法令等の指定を受けた緑地面積」の3, 097ha という数値は、本編の41ページや43ページでは記載されていない数値になりますが、どこから出ているのでしょうか
事務局	資料1の41ページの数値につきましては、令和5年度末の数値であり、資料3記載の指標は令和6年度末の数値に改めたため、数値が一致しておりません。
議長	資料3に記載されているように、河川区域を除いた首都圏近郊緑地保全区域、ふるさとの緑の景観地、史跡、保存樹林、農用地区域、生産緑地地区の合計面積が3, 097ha となるということで理解しました。ここで、市民の森を対象から削除したのは何か意味があるのでしょうか。
事務局	これらの指定緑地の中において、市民の森だけが『施設緑地』という違う分類になるため削除いたしました。
議長	全体をとおして、委員の皆様より御質問・御意見などございますでしょうか。
委員	用語解説がありますが、その用語がどのページに記載されているかを示すことは可能でしょうか。用語に関心を持った際に、どのページに記載されているのかが分かると良いかと思います。
事務局	用語解説のページ表示につきましては、検討させていただければと思います。また、データ版が主になりますので、本編の用語をクリックすると解説が表示できるように検討しております。
委員	素案151ページに「森林環境譲与税」の記載が少しありますが、私も川越の森の保全に関わっていく中で、森の保全を管理していく人材が不足している状況が一番の課題であると思います。川越市は森林環境譲与税が令和6年度で4, 000万円ほどあり、ナラ枯れ対策等に使用するのは良いと思いますが、人材育成をしていただきたいと思います。以前にもお話をさせていただきましたが、環境教育やボランティアベースで森を保全していく方針は今後継続していくと思います。20年前から環境教育を続けており、確かに環境に対する意識は高めることに寄与しているとは思いますが、20年後の今、実際に川越の森づくりをしている人はいないと実感しております。担い手がないと森林は失われていくので、現役世代の人材確保をし、森林環境譲与税を使用して人材育成をしていただきたいと思います。
事務局	人材育成について、川越の樹林は基本的に農業に関係した樹林であると認識

	おります。現状として、農業をやるために落ち葉を集めることで生業として成立していますが、川越市には純粋の林業がなく、森林環境譲与税が森林に係る部分という使われ方をしていく以上は、森林環境譲与税を農業に関連した人材育成として使用するのは難しいと思います。森林環境譲与税の使用用途が農業関連にも拡大することや、先進事例を調べることで使用可能であれば、所管が環境部門になるか農業部門になるかは分かりませんが、活用検討させていただきたいと思います。
議長	大学で桜の木が台風で倒木してしまったことがありました、その樹の木材を加工する方が器にして展覧会などで入賞したことで、価値が付いたなどの事例がありまして、そのようなことがあると楽しいということもあります。
事務局	一般的に雑木とされている木材を使用して椅子の作成や美術的な価値のあるオブジェを作成していくなど、そのような使われ方もあるかと思います。
議長	川越でもボランティアや業者間わず樹木を伐採する方はいますが、秩父などの山の方に行ってしまうため、川越の森を知らない方もいます。埼玉県の森林サポートもいますので、川越市に人材を入れることはできるかと思いますが、あまり知られていないことが現状であると思いました。様々な意味で森林環境譲与税は活用できるかと思いますので、検討していただければと思います。
議長	時間も経過してまいりましたので、追加の御意見につきましては、事務局へメール又は直接御連絡をお願いいたします。委員の皆様、引き続きよろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、次第の「3 その他」について、事務局よりお願いいたします。
事務局	今後のスケジュールについて、御説明いたします。11月5日(水)から12月4日(木)までの間にパブリックコメントを実施いたします。その後、提出された意見及び、これまでの審議会で皆様から頂いた御意見等を踏まえ原案を修正し、次の審議会にてお示しする予定です。また、併せて答申案もお示しさせていただき、その後、2月上旬に市長へ答申を行う予定です。次の審議会でございますが、少し時間が空きまして、令和8年1月30日(金)に開催する予定です。時間は午前10時から、場所は川越市役所7階の第1・第5委員会室を予定しております。委員の皆様には、後日改めて正式な通知をお送りさせていただきます。また、本日の会議録は、後日、市のホームページで、発言者が特定できない形で公開いたします。よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

事務局	会長、ありがとうございました。それでは、閉会のことばを副会長よりお願ひいたします。
副会長	活発な御意見ありがとうございました。以上をもちまして、本審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。